

令和7年度済州耽羅（タムナ）文化祭への芸能団派遣業務委託

企画提案仕様書

1 業務名称

令和7年度済州耽羅文化祭への芸能団派遣業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月1日まで

3 業務目的

韓国・済州特別自治道で下記のとおり開催される済州耽羅文化祭へ沖縄の伝統芸能団体を派遣し、現地公演を通して文化交流および観光地としての沖縄県の認知度向上を図る。

派遣日：令和7年10月9日（木）～12日（日）の3泊4日

場所：大韓民国済州特別自治道（イベント会場は塔洞広場を予定）

4 業務内容

(1) 沖縄伝統芸能団派遣の企画・調整

- ① 済州耽羅文化祭へ派遣する伝統芸能演目はエイサー、獅子舞、琉球舞踊とする。
- ② 派遣人数は合計10人以内（同行コーディネーター含む）を想定。
- ③ 10月10日（金）午後にパレード、11日（土）午後6時以降に公演実施（時間帯変更の可能性あり）。その他、両日とも1日1回沖縄広報ブース前等にていずれかの演目の実施を想定。

(2) イベント出演団体のコーディネート業務

公演団体派遣にあたり、沖縄県交流推進課（以下「県」という。）及び主催者側と派遣日程、公演方法、公演に要する時間及びその他出演にあたって必要な事項の調整を行い、1名が同行して現地でのコーディネート業務を行う。なお、コーディネート業務は必ずしも別途担当者を設ける必要はなく、派遣団体の構成員が直接担うことも差し支えない。

(3) 旅行会社との連絡調整・手配

公演団体の派遣等にあたり必要となる以下の事項について、県及び旅行会社と連絡調整のうえ手配する。

- ① 沖縄－済州間の往復航空券及び海外旅行保険に関すること
- ② 公演に必要な荷物の往復運搬に関すること
- ③ 公演団体の宿泊に関すること
（※宿泊費は主催者が負担するため、先方指定金額内での宿泊施設選定・予約のみ実施。）
- ④ 公演団体の現地（済州道内）移動手段に関すること
- ⑤ 現地関係機関への手土産（3,300円（税込）程度×3個）の購入に関すること

(4) 経費の支出

- ① 本イベント実施に係る出演者の謝金、旅費、バス等借上げ費、荷物の運搬費などの必要経費は契約金額に含め、受託者側から出演団体及び旅行会社等に対し支払うこと。
- ② 公演団体の個人ごとに謝金として支払う場合は、必要に応じて受託者側で所得税の源泉徴

取手続きを行うこと。

(5) 成果物の作成

実施スケジュール、内容および実施状況がわかる写真等をまとめた事業実施報告書を作成し、紙（2部）及び電子データで提出すること。なお、写真データについては県が今後の交流事業に関連して使用する可能性があるため、肖像権・著作権上問題がないように確認をとること。

5 予算額

(1) 事業予算額は、2,473,454円（税込）以内とする。

(2) 本事業による費用負担は次のとおり。

- ① 企画調整に係る直接人件費
- ② 派遣芸能団への謝金又は請負費用
- ③ 派遣団体及びコーディネーターの往復航空券費用
- ④ 公演に必要な荷物の往復運搬費用
- ⑤ 現地での移動費用（貸切バス等）
- ⑥ 現地関係機関への手土産代
- ⑦ 海外旅行保険料
- ⑧ コーディネーター用のポケットWi-Fi 賃借料又はeSIM、SIMカード購入費
- ⑨ その他消耗品費

上記①～⑨にない項目（パスポート取得費、現地での昼・夕食費（朝食はホテル宿泊に含む）、イベント参加に必須とは認められない前泊・延泊費用やタクシー費等）については受託者の自己負担とする。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、役務費、運搬費、使用料、消耗品費等）
- ウ 一般管理費（※）
- エ 消費税（10%）

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

- (4) 本委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (5) 委託業務に係る経費については会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。
- (6) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む）は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担においていつでも供覧に供することができるように保存すること。
- (7) 委託費の支払いについては原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いができる。概算払いを希望する場合は、事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (8) 本委託業務を実施において、財産（備品等）の取得は認めない。

6 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

<その他簡易な業務>

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計
- ③ イベントやWEB サイト運営に係る通訳、翻訳業務
- ④ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配
- ⑤ その他、県が簡易と決定した業務

7 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「6 業務の再委託についての留意事項」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

9 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

10 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。